

第26回沖縄振興開発金融公庫債券原簿

債券の総額	金150億円
各債券の金額	1000万円
	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受ける。
債券の利率	年0.230パーセント
債券発行の年月日	平成30年6月15日
債券償還の方法及び期限	(1)本債券の元金は、平成40年6月20日にその総額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3)本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行なうことができる。 (4)本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、平成30年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各20日にその日までの前半箇年分を支払う。 (5)発行日の翌日から平成30年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 (6)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (7)償還期日後は、利息をつけない。
利息支払の方法及び期限	(8)本債券の債権者は、沖縄振興開発金融公庫法の定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
担保	本債券の債権者は、沖縄振興開発金融公庫法の定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
各債券につき払い込んだ金額及び払込年月日	平成30年6月15日全額払込済
債券募集の受託会社	株式会社みずほ銀行 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
振替機関の表示	株式会社証券保管振替機構

平成30年6月15日

沖縄県那覇市おもろまち一丁目2番26号

沖縄振興開発金融公庫

理事長 川上好久